

南箕輪村議会基本条例検証結果について

令和2年7月 南箕輪村議会

南箕輪村議会は、平成25年に制定した議会基本条例の検証を初めて行いました。村民の負託にこたえるべく、10人の議員全員が、項目ごとに4段階の評価を行い、同時に今後の取り組み方法もうたい、議会活動への決意を表したところ
です。

今回の検証では、A評価が1つもなくCおよびD評価が6つもある結果となりました。今後、それらの原因を検証、改善し、2年後に実施する次回検証においてAおよびB評価につながるよう努力してまいります。

評価一覧（議員が評価した点数の合計を評価人数で平均化したもの）

- 第1条（目的）議会活動の基本原則をうたう・・・B
- 第2条（議員の政治倫理）良心と責任感をうたう・・・C
- 第3条（議員の責務）議員としての役割を果たしているか・・・B
- 第4条（議員の活動原則）研修会等への参加、開催など・・・B
 - 2 村民へのわかりやすい説明を行っているか・・・C
 - 3 言論の場として、議員間の自由な討議を行っているか・・・B
- 第5条（議会の責務）二元代表制のもと、重要な政策の決定・・・C
 - 2 行政の事務執行に対する監視・・・B
 - 3 事務執行の公平性・効率性の審査・評価・・・B
- 第6条（議会の活動原則）村民の意思・意見を村政に反映させる・・・C
 - 2 村民が議会の催す活動へ参加する機会をつくる・・・B
 - 3 他の自治体との交流・連携、調査研究を行う・・・B
- 第7条（村民との連携）議会報告会、村民との意見交換の場を・・・B
 - 2 請願、陳情などを政策提案ととらえ、誠実に処理する・・・B
- 第8条（情報公開）議会だより、WEBサイトなどで情報発信・・・B
- 第9条（村長などとの関係）常に緊張関係を保持する・・・B
 - 2 執行機関に説明、資料の提示を求める・・・B
- 第10条（村長などの反問権）議員の質疑・質問に反問できる・・・B
- 第11条（検証および見直し）村民の意見や社会情勢を把握し・・・C
 - 2 検証の結果、必要により条例を見直し、適切に処置する・・・D

A：概ねできている。（4点） B：ある程度できている。（3点）
C：あまりできていない。（2点） D：まったくできていない。（1点）